

八雲町温暖化対策実行計画

(事務事業編)

策定：平成30年3月

改訂：令和6年3月

八雲町

目 次

第1章 計画策定の背景	1
(1) 地球温暖化とは	1
(2) 地球温暖化が与える影響	2
第2章 計画の基本方針	3
1. 計画策定の目的	3
2. 計画の期間	4
3. 計画の対象範囲	4
4. 温室効果ガス	5
第3章 現状と目標	6
1. 温室効果ガスの排出実態	6
2. 温室効果ガスの削減目標	8
第4章 目標達成に向けた取り組み	9
1. 目標達成に向けた基本方針	9
2. 具体的な取り組み	10
第5章 計画の推進と進行管理	15
1. 推進体制	15
2. 進行管理	15
3. 公表	15
資料 温室効果ガス排出量算定対象施設一覧	16

第1章 計画策定の背景

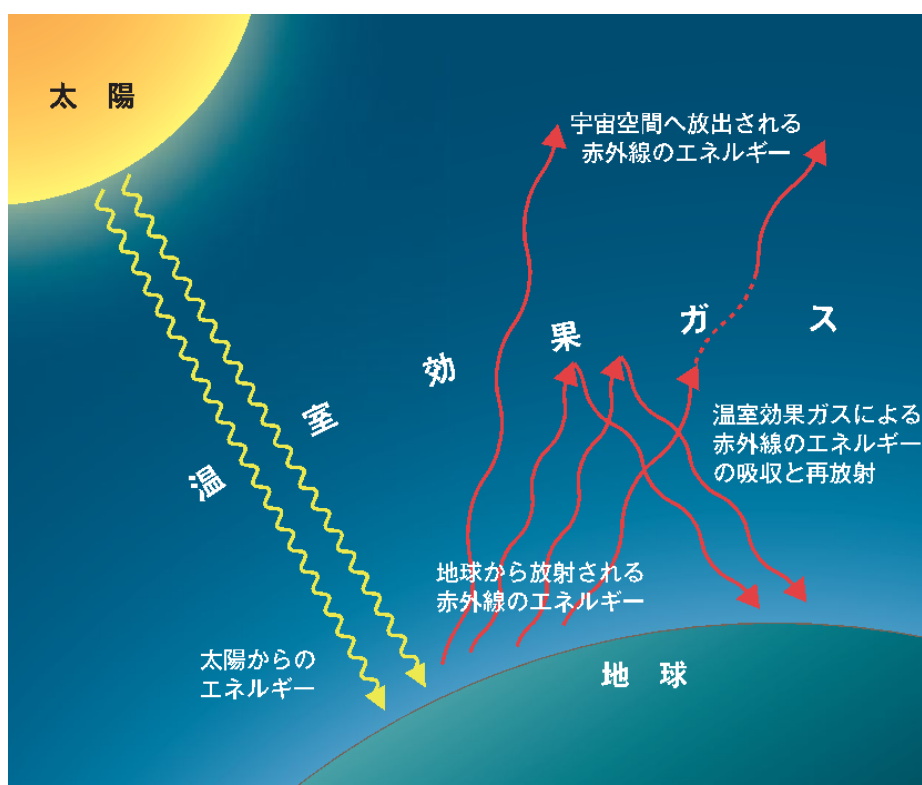
1. 地球温暖化

(1) 地球温暖化とは

地球は、太陽の放射熱によって暖められ、その一部を宇宙に放出することによって冷却しています。地球表面の温度は、このエネルギーバランスによって決まりますが、その際に大きな役割を果たしているのが、大気中の二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素などの「温室効果ガス」と呼ばれる気体です。

温室効果ガスは、地表から放射された赤外線を吸収し、その一部を再び地表に放射することによって、地球の温度を生命維持に適した状態に保っています。しかし、産業革命以降、人間は化石燃料を大量に燃やして使用することで、大気中への二酸化炭素の排出を急速に増加させてしまいました。このため、温室効果が強くなり、地球表面の温度が上昇しています。これが「地球温暖化」です。

大気による温室効果の寄与率を見ると、水蒸気が約6割、二酸化炭素が約3割、その他が1割で、水蒸気が多くを占めています。水蒸気は人間が排出する温室効果ガスには含まれませんが、温暖化を増幅させる作用があります。



出典：環境省「STOP THE 温暖化 2012」

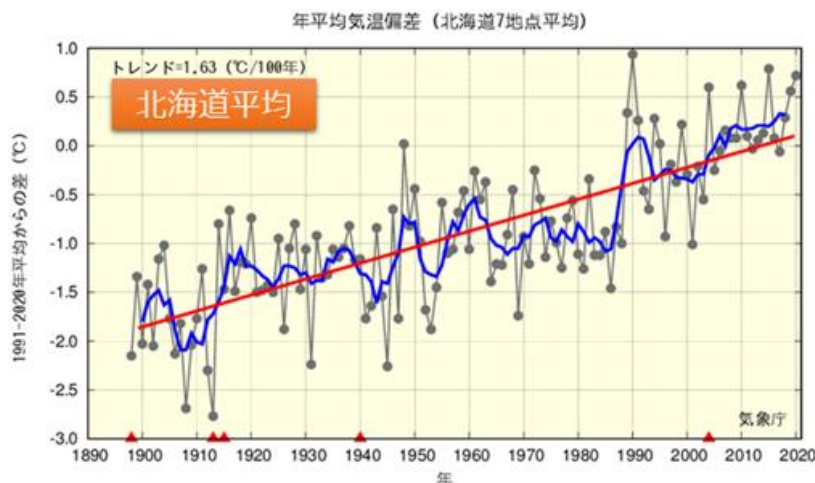
温室効果のメカニズム

(2). 地球温暖化が与える影響

平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されております。地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予測されております。また、気候変動は全ての大陸と海洋にわたって、自然及び人間社会に影響を与えており、温室効果ガスの継続的な排出により、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性があると言われております。

※北海道における気候の変化

平均気温は過去100年で約1.6℃上昇、1時間降水量30mm以上の短時間強雨の発生回数は約30年前と比較して約1.6倍に増加するなどしています。

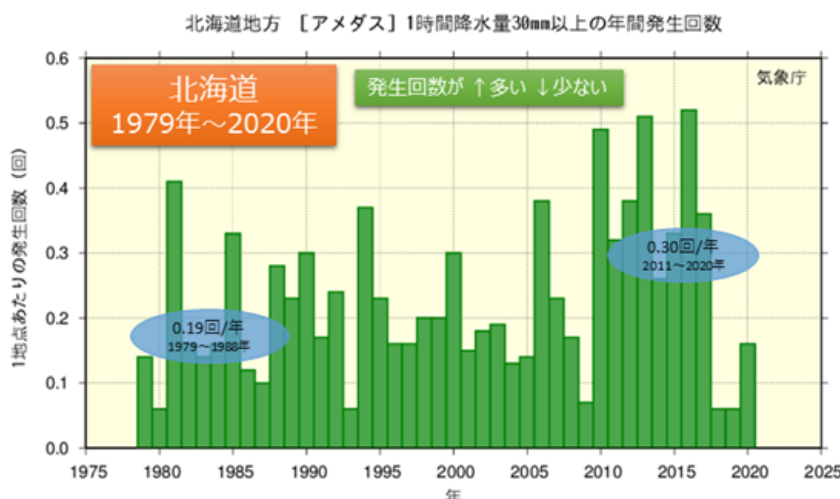


北海道平均に使用した7地点
(1898年以降観測を継続し、長期間均質なデータを確保できる地点)

北海道7地点(旭川、網走、札幌、帯広、根室、寿都、函館)を平均した年平均気温偏差の経年変化(1898～2020年、単位:℃)。細線(黒)は各年の基準値からの偏差、太線(青)は偏差の5年移動平均値、直線(赤)は長期的な変化傾向を示しています。基準値は1991～2020年の30年平均値です。7地点のいずれかにおいて観測場所の移転があった年を横軸上に▲で示しています。移転の影響を除去するための補正を行った上で計算しています。

出典:「北海道の気候の変化」(気象庁札幌管区気象台)

北海道の気温の変化(1898～2020年)



北海道地方の1時間降水量30mm以上の年間発生回数の経年変化(1979～2020年)。棒グラフ(緑)は各年の年間発生回数を示しています(北海道地方のアメダスによる観測値を1地点あたりに換算した値。)

※年ごとの変動が大きいため、統計的に有意な変化傾向は確認できません。

出典:「北海道の気候の変化」(気象庁札幌管区気象台)

北海道の雨の降り方の変化(1898～2020年)

第2章 計画の基本方針

1. 計画策定の目的

現在、地球温暖化は全世界共通の環境問題と認識されております。地球温暖化問題は我々人類の社会経済活動、地域社会、生活全般に深く関り、また、将来世代にも大きな影響を及ぼすことから、その解決には様々な主体の協力・連携により取り組むことが必要です。

我が国の温暖対策の基本方針を定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条第1項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」に基づき、平成28年5月に国における「地球温暖化対策計画」が策定されました。

令和3年10月に改訂された国の「地球温暖化対策計画」における部門ごとの削減目標については、以下のように設定されております。

我が国の温室効果ガス排出量の8割以上を占めるエネルギー起源二酸化炭素については、統計上、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門及びエネルギー転換部門の5部門に分けることができ、対策・施策の効果もこの部門ごとに見ることができる。これらの各部門における将来の排出量の見込みは表1のとおりである。表1においては、我が国が一定の経済成長を遂げつつ、エネルギーの供給側における対策が所期の成果を上げ、かつ、エネルギー需要側の各部門における対策が所期の成果を上げた場合に達成することができると試算される目安を設定している。エネルギー起源二酸化炭素については、2030年度において、2013年度比45%減の水準（約677百万t-co₂）にすることを目標とする。

表1 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

区分	2013年度 実績	2019年度 実績	2030年度 目標	2013年比 削減率
産業部門	463	384	289	38%
業務その他部門	238	193	116	51%
家庭部門	208	159	70	66%
運輸部門	224	206	146	35%
エネルギー転換部門	106	89.3	56	47%
合計	1,235	1,029	677	45%

また、地球温暖化対策の推進に関する法律において、「都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。」と定められております。

このことから八雲町は、地方公共団体の責務を果たすため、平成 20 年度に「八雲町温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「実行計画」という。）を策定し、平成 25 年度に目標期間を一度終了したところですが、前述の国の動向や地域の状況を鑑み、実効性のある施策を意識し、新たな実行計画として本計画を策定いたします。

地球温暖化対策の推進に関する法律 平成 28 年 5 月 27 日法律第 50 号(抜粋)

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

2. 計画の期間

本計画は、国の計画期間と同様、基準年度を2013（平成25）年度、中期目標年度を2030（令和12）年度とします。

3. 計画の対象範囲

この実行計画の実施対象範囲は、八雲町が自ら実施する事務及び事業の全てを対象とし、行政、保健・福祉、医療、産業・観光、学校教育、社会教育、体育、公園、環境衛生、消防の各施設における職域活動とします。ただし、これらは、当町の職員が直接実施するものに限ることとし、委託や指定管理者により実施するものは除くものとしますが、町が費用を負担している場合は対象に含めます。なお、温室効果ガスの算定対象施設等は多岐に及ぶため、別記参考資料に示します。

4. 温室効果ガス

削減の対象とする温室効果ガスは下表に示す7種類の物質とします。

対象ガス		主な発生源
二酸化炭素	CO ₂	化石燃料の燃焼など
メタン	CH ₄	自動車の走行、廃棄物処理、家畜の飼育など
一酸化二窒素	N ₂ O	自動車の走行、廃棄物処理、家畜の飼育など
ハイドロフルオロカーボン	HFC	冷媒の使用、発泡剤の使用、消火剤の使用など
パーフルオロカーボン	PFC	溶剤の使用など
六フッ化硫黄	SF ₆	電気絶縁ガス使用機器
三フッ化窒素	NF ₃	半導体製造業など

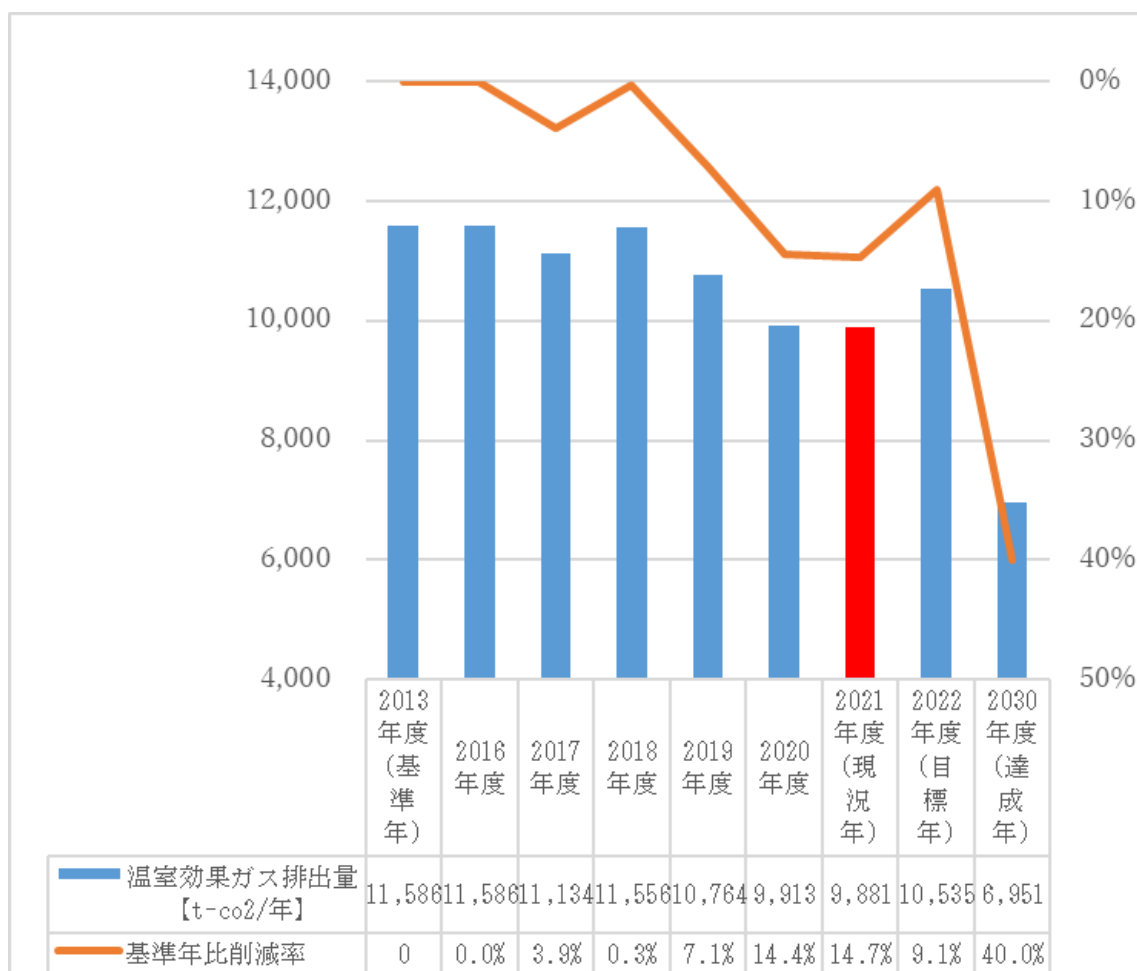
第3章 現状と目標

1. 温室効果ガスの排出実態

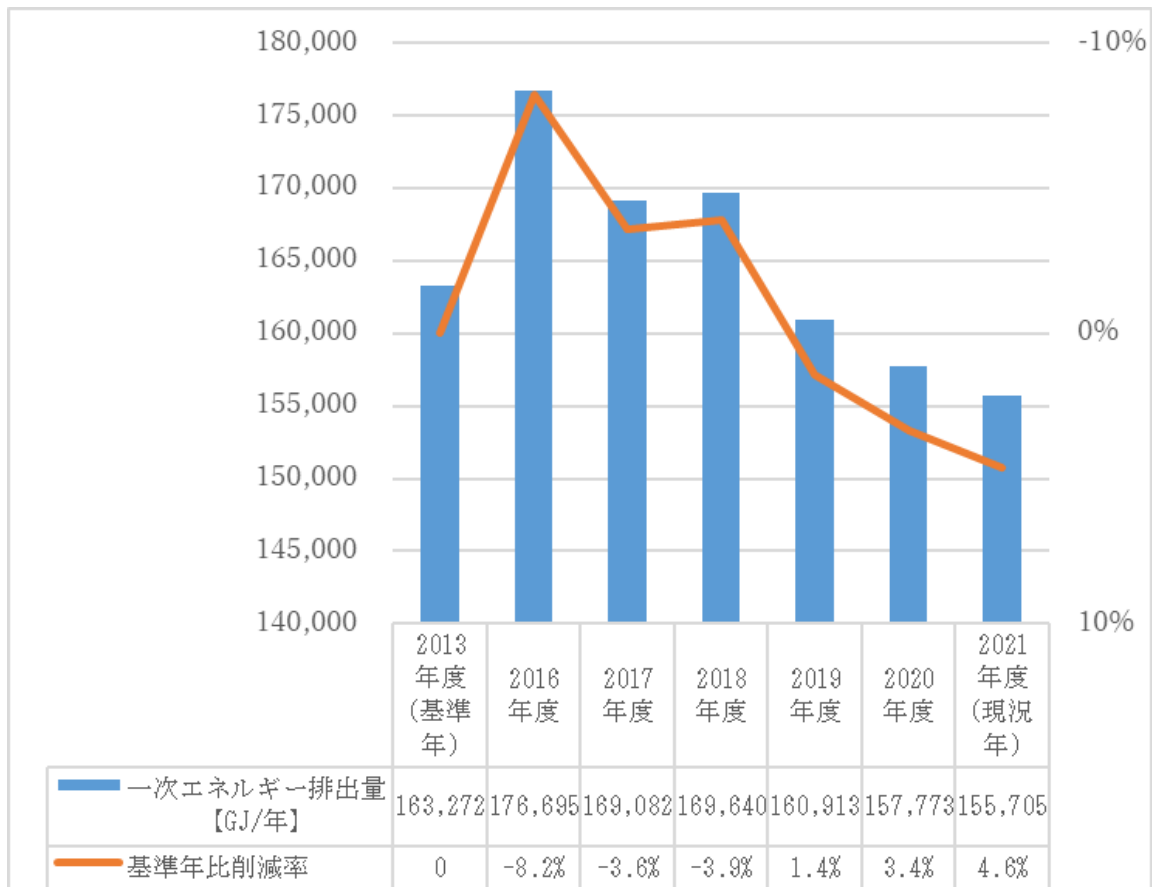
八雲町が自ら実施する事務事業全体における基準年（2013年度）での温室効果ガス排出量は11,586t-CO₂/年、現況年（2021年度）では9,881t-CO₂/年となっており、基準年と比較して14.7%の削減率となっている。また、一次エネルギー消費量は基準年（2013年度）の163,272GJ/年に対し現況年（2021年度）では155,705GJ/年となっており、基準年と比較して4.6%減少している。

排出区分別では、電気が最も多く、全体の70%を占めており、次いでA重油が全体の約17%を占めている。

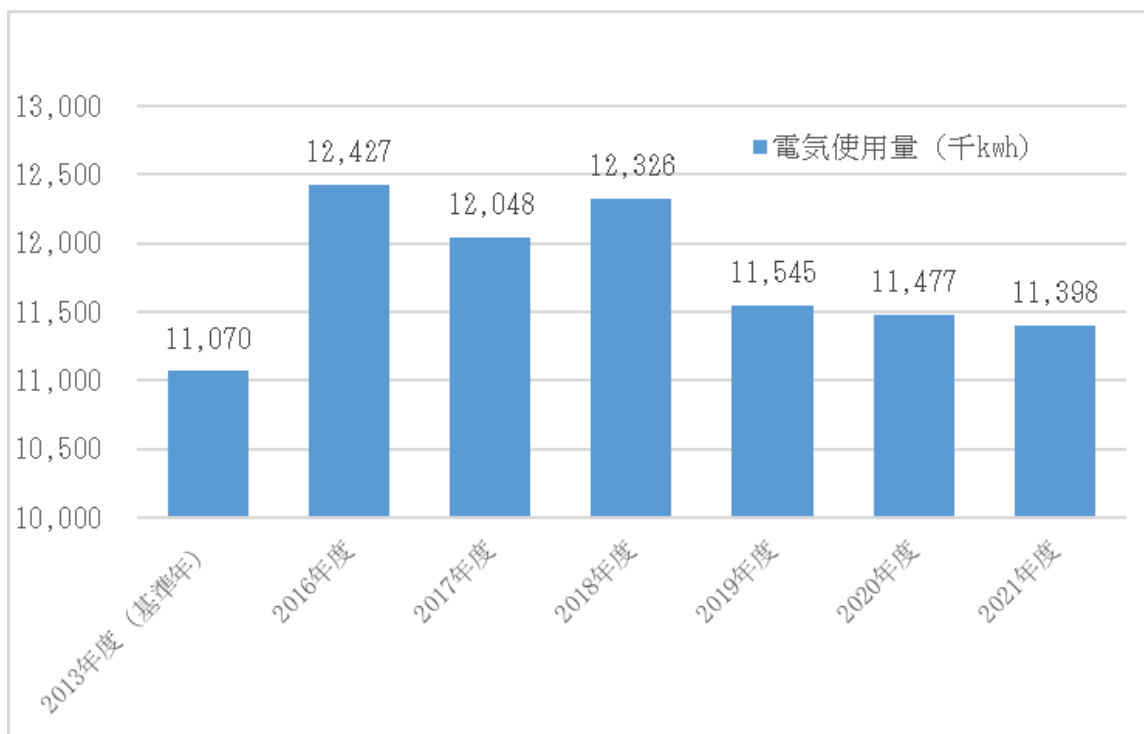
温室効果ガス排出量と削減率の推移



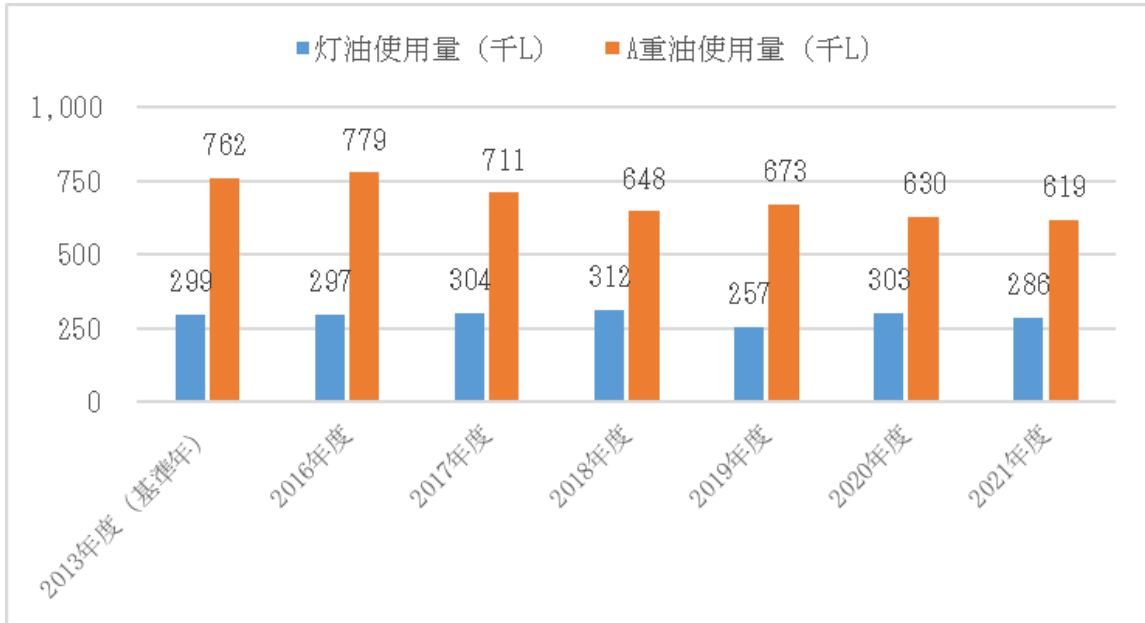
一次エネルギー排出量と削減率の推移



電気使用量の推移



灯油・A重油使用量の推移



2. 温室効果ガスの削減目標

徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入など、あらゆる分野で、できる限り取り組みを進め、中期目標年度である2030（令和12）年度のCO2削減率を「業務その他部門」における国の目標と遜色ない51%を目標とします。

中期目標年度目標値：51%（5,908t-co2）削減

第4章 目標達成に向けた取組み

1. 目標達成に向けた基本方針

八雲町は、自らのその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全のために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

八雲町の豊かな自然を守り育てていくために、八雲町では、「八雲町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進すると共に、環境法・条例等を順守します。

基本方針

1. 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。

2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組みを推進していきます。

3. 取組の公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組成果等を、町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

2. 具体的な取り組み

庁舎や施設の設備機器更新の際には、温室効果ガス排出量の少ない設備機器を導入することで最も大きな効果を発揮しますが、それだけではなく、設備機器の運用方法などの工夫、改善により効果を得ることもできます。庁舎・施設管理においては次の取組を推進します。

【日常業務における取組】

項目	取組内容
暖房・空調	・室温の適正管理
	・設定温度、湿度の適正化
	・使用されていない部屋の運転停止
	・運転時間の適正化
給湯	・冬季以外の給湯供給期間の短縮
照明	・使用していない場所の消灯
	・使用していない時間帯の消灯
昇降機	・利用の少ない時間帯における運転停止
事務機器	・使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	・エコドライブの実践
	・近距離の徒歩移動
その他	・勤務終了後の早期退庁の奨励
	・クールビズ及びウォームビズの推進

【省資源の取組】

項目	取組内容
用紙類	・両面コピー、裏面利用、集約印刷の徹底
	・資料の共有化や簡略化
	・庁内情報システム等によるペーパーレス化
廃棄物 リサイクル	・不用意なゴミの削減
	・排出ゴミの分別、資源化促進
	・割り箸、紙コップ、過剰包装の辞退
	・封筒、ファイルなどの再利用促進
	・物品の再利用や修理による長期利用
物品購入	・グリーン購入の推進
	・詰め替えやリサイクル可能な製品の購入

【設備機器等の保守管理における取組】

項目	取組内容
熱源	・密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去
	・冷却塔充てん剤の清掃
	・冷却水の適正な水質管理
空調	・温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃
照明	・照明器具の定期的な保守及び点検、清掃
公用車	・エコロジーカーの導入

【設備機器等の運用における取組】

項目	取組内容
熱源	・ 冷温水出口温度の適正化
	・ 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化
	・ 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化
	・ 蓄熱システムの運転スケジュールの適正化
	・ 熱源機の運転圧力の適正化
	・ 熱源機の停止時間の電源遮断
	・ 熱源機のブロー量の適正化
	・ 燃焼設備の空気比の適正化
空調	・ ウォーミングアップ時の外気取入停止
	・ 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化
	・ 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止
	・ 除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
給排水・給湯	・ 給排水ポンプの流量・圧力の適正化
	・ 給湯温度・循環水量の適正化
受変電	・ コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善）
	・ 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
その他	・ 庁舎等の新築や増改築、設備機器の更新時には、再生可能エネルギーの導入を検討

【設備機器の導入、更新における取組】

項目	取組内容
熱源	・エネルギー消費効率の高い熱源機への更新
	・経年劣化等により効率が低下したポンプの更新
	・ヒートポンプシステムの導入
	・ポンプ台数制御システムの導入
	・ポンプの変流量制御システムの導入
	・熱源機の台数制御システムの導入
	・大温度差送風・送水システムの導入
	・配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
空調	・空調対象範囲の細分化
	・可変風量制御方式の導入
	・ファンへの省エネベルトの導入
	・エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
	・全熱交換器の導入
	・スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	・エネルギー損失の少ない変圧器への更新
	・デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
照明	・高周波点灯形（Hf）蛍光灯への更新
	・照明対象範囲の細分化
	・初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新
	・人感センサーの導入
	・高効率ランプへの更新
	・LED照明への更新
昇降機	・インバータ制御システムの導入
	・人感センサーの導入
建物	・高断熱ガラス・二重サッシの導入
	・施設を新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施し、環境負荷の低減に配慮した設備を整備し、適正な管理に努める

【再生可能エネルギーにおける取組】

項目	取組内容
再生可能エネルギーの導入	・ 太陽光・太陽熱の導入
	・ 風力の導入
	・ 小水力の導入
	・ 地熱・地中熱等の導入
	・ バイオマスの導入

第5章 計画の推進と進行管理

1. 推進体制

本計画の全庁的な推進と適正な進行管理のため、町長をトップとした体制を構築し、事務局を政策推進課に置き、各部署との連携・調整により、計画を推進します。

2. 進行管理

本計画はP D C Aサイクルを導入し、実施します。

①計画（Plan）

各課職員は、温室効果ガスの削減目標を達成するために、本計画の重要性及び必要性を理解し、事務事業執行に際して温室効果ガス排出量削減(抑制)に関する取組を励行する。また、各課単位において削減量及び対策目標を設定します。

②実行（Do）

各課における事務事業執行においては「点検表」のチェック項目に示された事項を実施し、温室効果ガス排出量の削減(抑制)に努めます。

③点検・評価（Check）

各課は、毎月の取組状況を「点検表兼報告書」に記録し、半年に1回取組の評価を行うとともに、課内の取り組みを総括した「課活動報告書」を作成し半年に1回事務局に提出することとします。

事務局は「進捗管理ツール」などに基づき、全体の集計を行い、温室効果ガス排出量の状況を取りまとめ、町長に報告いたします。

④見直し（Action）

毎年、計画の進捗状況や取組成果等を総括し、計画した効果を満たしていない場合、気象条件などの外部条件や設備の稼働時間など排出量増加要因を検証し、更なる改善を検討するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

3. 公表

本計画の進捗状況については、町ホームページに掲載し公表することとします。

資料編 1 温室効果ガス排出量算定対象施設等一覧

No.	施設等名称	所管部署
001	役場庁舎	総務課
002	赤色回転灯	総務課
003	公用車（地籍管財係管理）	総務課
004	街路灯	政策推進課
005	公用車（地域おこし協力隊）	政策推進課
006	子育て支援センター	住民生活課
007	東部生活館	住民生活課
008	シルバープラザ（車庫・外灯含む）	保健福祉課
009	公用車（健康推進係・包括支援係管理）	保健福祉課
010	車輛センター	建設課
011	ロードヒーティング、降雪監視カメラ	建設課
012	真萩ポンプ場	建設課
013	排水ポンプ	建設課
014	公用車（建設課管理）	建設課
015	集中管理車	建設課
016	除雪機械	建設課
017	直営作業車・機械	建設課
018	都市公園等	公園緑地推進室
019	噴火湾パノラマパークパノラマ館（研修棟・トイレ・街路灯含）	公園緑地推進室
020	公用車（公園緑地推進室管理）	公園緑地推進室
021	芝刈等機械	公園緑地推進室
022	八雲地域浄水場施設（簡易水道含む）	環境水道課
023	八雲浄化センター	環境水道課
024	集落排水処理施設	環境水道課
025	熊石浄化センター	環境水道課
026	八雲町斎場	環境水道課
027	八雲町リサイクルセンター	環境水道課
028	八雲町一般廃棄物最終処分場	環境水道課
029	公用車（水道係管理）	環境水道課
030	落部町民センター（落部支所）	落部支所
031	公用車（落部支所管理）	落部支所
032	鉛川観光施設	商工観光労政課

No.	施設等名称	所管部署
033	町営駐車場	商工観光労政課
034	駅前広場	商工観光労政課
035	技能研修センター	商工観光労政課
036	栄浜観光ステーション、黒岩歓迎灯、山越トイレ	商工観光労政課
037	活性化施設	農林課
038	大型獣解体処理施設	農林課
039	公用車（林業係管理）	農林課
040	八雲漁港フィッシャリーナ	水産課
041	公用車（生ごみ収集車）	水産課
042	熊石サーモン種苗生産施設	サーモン推進室
043	落部小学校	学校教育課
044	東野小学校	学校教育課
045	野田生小学校	学校教育課
046	山越小学校	学校教育課
047	浜松小学校	学校教育課
048	八雲小学校	学校教育課
049	落部中学校	学校教育課
050	野田生中学校	学校教育課
051	八雲中学校	学校教育課
052	公用車（学校教育課管理）	学校教育課
053	スクールバス	学校教育課
054	教員住宅外灯	学校教育課
055	八雲町公民館	社会教育課
056	梅村庭園梅雲亭	社会教育課
057	郷土資料館	社会教育課
058	木彫り熊資料館	社会教育課
059	八雲町民センター	社会教育課
060	山車保管庫	社会教育課
061	公用車（社会教育課管理）	社会教育課
062	総合体育館	体育課
063	八雲運動公園	体育課
064	八雲スポーツ公園	体育課
065	落部多目的グラウンド	体育課
066	町営スキー場	体育課

No.	施設等名称	所管部署
067	温水プール	体育課
068	公用車（体育課管理）	体育課
069	町立図書館	図書館
070	公用車（図書館管理）	図書館
071	学校給食センター	学校給食センター
072	公用車（給食センター管理車）	学校給食センター
073	八雲・落部・熊石消防署	八雲消防本部
074	八雲・熊石各分団格納所	八雲消防本部
075	公用車	八雲消防本部
076	八雲総合病院	八雲総合病院
077	公用車（総合病院管理）	八雲総合病院
078	熊石総合支所	地域振興課
079	熊石総合センター（相沼・泊川出張所）	地域振興課
080	除雪車車庫	地域振興課
081	ロードヒーティング	地域振興課
082	町営住宅街路灯	地域振興課
083	町道街路灯	地域振興課
084	熊石地域簡易水道施設	地域振興課
085	公用車（集中管理・除雪・道路維持・水道維持）	地域振興課
086	ふれあい交流センターくまいし館（外灯含む）	住民サービス課
087	くまいし保育園	住民サービス課
088	熊石母子健康センター	住民サービス課
089	熊石斎場	住民サービス課
090	公用車（住民サービス課管理）	住民サービス課
091	青少年旅行村	産業課
092	泉源施設	産業課
093	黒岩公衆トイレ	産業課
094	くまいしパークゴルフ場	産業課
095	海洋深層水供給施設・総合交流施設	産業課
096	漁港、熊石漁港ふれあい広場	産業課
097	水産試験研究施設	産業課
098	鮎川水源施設	産業課
099	公用車（産業課管理）	産業課
100	熊石歴史記念館	熊石教育事務所

